

社会资本整備審議会 第8回都市計画・歴史的風土分科会
第15回都市計画部会及び第18回歴史的風土部会合同会議

平成26年3月10日

【事務局】 お待たせをいたしました。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから、社会资本整備審議会第8回都市計画・歴史的風土分科会、第15回都市計画部会及び第18回歴史的風土部会合同会議を開催させていただきます。私は、事務局を務めさせていただきます国土交通省都市局総務課長の佐竹でございます。よろしくお願ひいたします。座りまして失礼いたします。

本日は、最初に都市計画・歴史的風土分科会を開催し、その後、都市計画部会、歴史的風土部会を開催する予定といたしております。

それでは、第8回都市計画・歴史的風土分科会を開催いたします。

まず初めに、委員の異動につきましてご報告いたします。

昨年2月27日付で委員の改選がありまして、その際、磯部委員、小澤委員が任期満了により退任されまして、新たに池邊委員、金本委員が就任されました。また、飯尾委員がご本人の申し出により退任されまして、3月13日付で山田委員が就任されました。本年になりました、2月4日付の改選により、櫻井委員、マリ委員が任期満了により退任され、新たに飯島委員、藤沢委員が就任されました。その他の9名の委員におかれましては、昨年の2月に再任されております。

なお、本日ご出席いただきました委員及び臨時委員は16名中14名でございまして、社会资本整備審議会令に定める定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、本日は、都市計画部会に設置されております小委員会の専門委員の先生方にもご出席をいただいております。

よろしくお願ひいたします。

本日は、国土交通省から坂井国土交通大臣政務官にご出席いただいております。

続きまして、事務局の出席者を紹介させていただきます。

石井都市局長でございます。

【都市局長】 石井でございます。おはようございます。

【事務局】 佐藤大臣官房審議官でございます。失礼いたしました。望月技術審議官

でございます。

【技術審議官】 望月でございます。おはようございます。

【事務局】 岡久下水道部長でございます。

【下水道部長】 岡久でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 次に、資料でございますが、お手元に一覧表とともに17種類の資料をお配りでございます。過不足ございましたら、途中でもお申し出いただければと存じます。

なお、ご発言をいただきます際には、目の前にマイクがございますが、そちらのスイッチをオンにしていただきまして、ご発言が終わりましたらスイッチをオフにしていただきますようにお願いを申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、委員が改選されまして初めての分科会ですので、社会資本整備審議会令の規定によりまして、分科会長の互選をお願いいたしたいと存じます。委員の皆様の中から分科会長を互選していただきたいと存じますが、どなたかご推薦をお願いいたします。

A委員、お願ひいたします。

【A委員】 ご提案いたします。幅広い分野に高い見識をお持ちで、これまで都市計画・歴史的風土分科会長でいらっしゃった浅見委員に、会長をお願いしてはいかがかと思います。ご提案申し上げます。

【事務局】 ただいまA委員より、浅見委員をというご推薦がございましたが、皆さんのご意見はいかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 では、皆様、ご異議がないようでございますので、浅見委員に分科会長をお願いいたしたいと思います。

浅見委員、分科会長席のほうへお移りをお願いいたします。

(浅見委員、分科会長席へ着席)

【事務局】 ここで、浅見分科会長に一言ご挨拶を賜りたいと存じます。

浅見分科会長、よろしくお願ひいたします。

【分科会長】 皆様にご推挙いただきました浅見です。どうぞよろしくお願ひいたします。

都市計画の状況というのはかなり大きく変わってきたると、私は認識しております。ある一端は、低炭素だとか、そういう別の形で進んでいると思いますけれども、今後、やはり本格的に都市計画のあり方を考える必要があると思いまして、この分科会、非常に

重要な分科会ではないかと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、これから進行は浅見分科会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

【分科会長】 よろしくお願ひいたします。それでは、分科会、進めていきたいと思います。

まず、本日は、国土交通大臣から社会资本整備審議会審議会に対しまして、新たな諮問があるというふうに伺っております。諮問をお受けしたいと思いますので、坂井政務官、よろしくお願ひいたします。

【政務官】 分科会長に対しまして3点ございます。よろしくお願ひいたします。

「新たな時代の都市マネジメントはいかにあるべきか」「明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」「新しい時代の下水道政策はいかにあるべきか」、この3点、諮問申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【分科会長】 お受けいたします。

(坂井政務官から浅見会長に諮問書の手交)

【分科会長】 それでは、ここで坂井政務官にご挨拶をいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【政務官】 皆さん、おはようございます。国土交通大臣政務官の坂井でございます。常日ごろ、皆様方には大変ご協力をいただいておりのこと、心から感謝、御礼を申し上げたいと思います。

先ほど分科会長からもお話をありましたように、この分科会、大変重要だということをございましたが、まさしく私もそのとおりだと思っております。今、国土交通省の中では、国土政策局を中心に、国土のグランドデザインというものを取りまとめさせていただいております。いろいろとご協力をいただいている先生方もいらっしゃいますけれども、その中でも、やはりコンパクトシティという考え方方は重要なコンセプトの一つになっております。

先日、O E C Dの会議に私も出席をさせていただきましたが、各国とも、もう既にどういう都市を、コンパクトシティをつくっていくのかということで、そこに出でこられた各の代表者の方々は、いかにつくるか、どうするんだ、先進事例はどうなんだということ

に大変興味を持っておられましたし、また熱心に質問もされていたのが大変印象的でございました。投資マネジメントというのは、その部分にまさしく該当するものだらうと思っております。国土のグランドデザインの取りまとめとも相まって、大変重要な分野だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っているところでございます。

また、明日香村という名前が出てまいりましたが、古都保存行政に関しましても、これは単なる町並みというだけではなくて、いろいろな観点から、今、重要性が出ていると思います。1つは、観光立国を推進いたしておりますので、観光という面からも、日本が誇るさまざまな歴史がありましたり、その土地、土地にございます風土、また、それに伴って生まれてきた原風景みたいなものは重要な観光資源にもなると思います。それ以前に、やはりそこで生まれ育った子供たちが、自分たちはどういうところで生まれ育ち、自分たちのアイデンティティは何なんだという原点がその地区での歴史であり、風土であろうかと思いますが、それを目に見える形でしっかりと残していくということは、その地域にとっての今後の発展、いわばその地域の次の世代を担う子供たちにとっての重要な力になっていくだらうと思っておりますので、この点も十分審議をいただければありがたいと思います。

また、新しい時代の下水道政策ということでございます。私は、浄化槽設備士でございまして、昔、浄化槽をつくっておりましたので、下水道の方々は下水道を敵視するのではないかと心配されておられるようでございますけれども、そんなことは全くございません。下水道は下水道、浄化槽は浄化槽、必要なところで必要な形で、うまくすみ分けをしながらやっていただければいいだらうと思います。

私が浄化槽をつくっていく中で感じてまいりましたのは、やはり大規模な下水道が必要な時代もあったけれども、これからは規模も考えながら下水道を考えていただいたらどうか。下水道で一番大きいのは、やはりエネルギーがかかるということです。下から上にポンプアップしなければならないときの電気代でありますとか、どうしたって曝気をしなければいけない。曝気も、ものすごい圧力をかけないと空気を入れることができませんので、そのエネルギーの部分がかなりかかってまいります。

私が施工しております浄化槽は全く電気を使わない形でございまして、20ppmまではいきませんが、リンが十分取れないのと、90ppmまでしか下げられないということでございましたけれども、それでもそこまで落とせるということで、それとうまく組み合わせながらやっていただくというのもおもしろいと思いますし、やはり四、五カ所でまとめて汚

水処理をしていくことが一番効果的ではないかと、やってみて実感をしてまいりました。そういったところも踏まえて、新しい時代の下水道政策でございますので、新しさをぜひ出していただけるようにご議論いただければありがたいと思っております。

今後とも、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

坂井政務官におかれましては、公務のためここで退席されます。お忙しい中ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。

【政務官】 大変残念でございますが。では、どうも。

(坂井政務官退席)

【分科会長】 よろしいですか。

【事務局】 お願いいたします。

【分科会長】 それでは、本日は委員改選後、最初の分科会でございますので、審議に先立ちまして、新たな委員に就任され、本日ご出席の方々をご紹介申し上げます。

事務局、よろしくお願ひいたします。

【事務局】 ご紹介いたします。

飯島淳子委員でございます。

【飯島委員】 飯島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 池邊このみ委員でございます。

【池邊委員】 池邊でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 金本良嗣委員でございます。

【金本委員】 金本でございます。よろしくお願ひします。

【事務局】 藤沢久美委員でございます。

【藤沢委員】 藤沢でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 山田洋委員でございます。

【山田委員】 山田でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、分科会に置かれる部会に属すべき委員につきましては、社会資本整備審議会令によりまして、当該分科会に属する委員のうちから分科会長が指名することになっております。

今回、再任されました委員につきましては、従来どおり、それぞれの部会の委員に指名

させていただきたいと思います。また、今回、新たに就任されました委員につきましては、既に事務局より委員のご希望をお聞きしているということでございますので、ご希望の部会の委員にご指名させていただきます。飯島委員、池邊委員、山田委員は都市計画部会及び歴史的風土部会、金本委員、藤沢委員は都市計画部会に所属していただきたいと思います。

それでは、事務局より、各部会に属する委員等の名簿を配付いたします。なお、正式な指名通知書につきましては、後日、事務局より郵送させていただきます。

(事務局より名簿を配付)

【分科会長】 それでは、次の議事に移ります。都市再生特別措置法等の一部改正についてということで、事務局より報告をお願いいたします。

【都市計画課長】 都市計画課長の和田と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元に、資料3ということで、「都市再生特別措置法等の改正について」という資料があるかと思います。横紙の資料です。これに基づいてお話をさせていただきます。

これまで、審議会、あるいは別途つくらせていただいた都市再構築の委員会というところで、いわゆるコンパクトシティに向けてどうしていこうかというご議論をいただいて、今、できることをまずやっていこうということで法律の形にさせていただいたのがこの資料でございます。この間の2月12日に閣議決定し、国会に提出されております。これから国会の審議が待っているというところでございます。

めくっていただきまして、1ページです。簡単に、現状と課題ということで申し上げますと、主に地方都市につきましては、1970年ころから高度成長ずっと来て、2010年、こう来た中で、地方の県庁所在地の人口は平均して大体2割増えてきています。30年すると、また2割くらい減って、1970年くらいに戻ると推計されています。一方で、いわゆる市街地の面積は、70年から今日40年かけて、平均して大体倍になってきます。こういった広がった市街地の中で、人口が減り、お年寄りが増えしていく中で、生活はどうやって維持していくのだろうか、基本的なサービスの提供体制はどうしていくのだろうかというのが大きな問題意識でございます。

もう一つ、右側、大都市でございます。大都市も、やはり大都市固有の問題といいますか現状がありまして、例えば東京圏でいえば、85歳以上の方、このくらいの年になると、どうしても介護や看護、在宅医療が必要になってくると思いますけれども、現在、80万人ほどのものが、2040年には190万人ほど増えて、270万人という形で非

常に大きくなります。こういったことに対応できるまちづくりのあり方、地域包括ケアという言葉が政府全体では言われていますが、そういったことを実現できるまちづくりのあり方が求められているということでございます。

2ページ、3ページ目は、富山市と熊本市の例をつけてあります。こんなことをやっている自治体がありますので、これを参考に全国で広がるように、あるいは、こういった市の取り組みがさらに前に進むように制度を考えている、ということでつけさせていただきました。

4ページに飛ばさせていただきまして、具体的な法律の中味でございます。背景は先ほど申し上げたとおりですが、基本的には、真ん中にアメーバのような絵がありますが、多極ネットワーク型のコンパクトシティにしていくということを考えております。すなわち、どこか1カ所に集めるというのもなかなか現実的ではありません。そういった意味で、幾つか拠点となるところが、合併だとか市街地のてきた経緯、大体古い市街地というのは防災上も安全なところに発展してきたことが多くございますし、こういったまちの成り立ちを前提に、多極で、そして、それが公共交通等々で結ばれるネットワーク型コンパクトシティにしていく。ただし、例えば山から全部おりてきて、こういった町場に住んでくださいとか、農村集落を全部捨ててこういうところに出てきてくださいというような極端なものではないということでございます。

この法律を考えるに当たって、3つ意識したことがございます。紙には書いていなくて恐縮ですけれども、1つは民間を重視するということです。2つ目は、民間を重視するという性格から出てくるのですが、誘導ということを重視しました。3つ目に、市町村に頑張っていただきたい。これは行政主体で民間を引っ張るという意味ではなくて、県庁、市役所いろいろありますが、市町村に頑張っていただきたい。そういった3つのことを考えてつくっております。

1つ目の民間重視ということを少し説明させていただきますと、どうしてもこれまでインフラが足りない時代を経験してきていますので、道路をきちんとつくる、下水道をきちんとつくる、これはもちろん大事です。これからも大事ですが、そういったことでしっかり都市計画、あるいはまちづくりをやってきたわけですが、一度でき上がった町をどう変えていくのかといったときには、一つ一つの住宅は個人がお持ちですし、あるいはお医者さんや福祉施設、商業施設は全て民間のものであります。こういった民間のものであるけれども、公共的な使命、公共的な役割を持って動いているものも多うございます。こうい

ったものがないと生活もままならないわけです。公共交通も、名前は公共交通ですが、民間の事業者がやっているものも多うございます。こういったものは町の形をある程度つくる上でこれから一番大事になってきますから、ここに焦点を当ててやっていこう。ある意味、民間が持っている公共的な機能というものにしっかりと焦点を当てて、これを動かしていくかなければいけない。コンパクトにしていく、既成の市街地をつくり直していくというのは、そういうことかと思います。

2つ目、誘導ということを申しましたが、ある意味、民間を重視することの帰結になりますけれども、突然、規制をかけて、ここはいいですよ、悪いですよとやってもなかなか動かないと思います。そういう意味では、計画と誘導の融合ということかもしれません、今まで都市計画は都市計画、予算や税制の補助はまた別でということがなきにしもあらずでした。こういったことをしっかりと融合して、民間の方に事前明示性を与えて誘導していく、こういう方向に動いていってほしいんですよということをはっきりさせていく計画をしていきたいと思っています。

また、時間軸を持って、この誘導はしていかなければいけないと思います。そんなに短期間でできる話ではないと思いますので、10年、あるいはもう少し時間軸のある仕事になると思います。都市計画というのは、ある意味しっかりした制度ですので、なかなか急にしょっちゅう変わることもございません。これは、いいも悪いもそういう性格をどうしても持っていると思います。今回の法律のような形で、横からアクションしてやって、暫定的に多少動かしてやる。それが大体、社会実態として定着してたら、今度、都市計画としてある程度固定して、そしてまた次のステップを目指す、こんな使い方ができる仕組みが誘導ということからも必要ではないかということあります。これが2つ目です。

3つ目は、どんなにいい制度をつくっても、市町村でしっかりと動かしてもらわないと、結局、何も動きません。市町村長をはじめとして、頑張ったところがしっかりと応援される、そうでないところはそうでないこともあります。そういう意味では、やる気のある市町村にしっかりとやっていただきたい、それを国として応援したい。そして、やはり地域のまちづくりというのは、いろいろ広域調整などありますが、やはり最終的な責任を担っていただくのは市町村だろう、都道府県ではないのではないかということで、市町村を前面に出してやっていきたい。

これが3つのコンセプトでございます。

資料4に戻っていただきまして、そういう考え方のもとに、市町村に立地適正化計画と

いうものをつくっていただきたい。これは、真ん中のアメーバの絵にあるように、どこが居住を誘導していくエリアか、福祉や医療等の都市機能をどういうエリアに誘導していくのか、そして公共交通をどうするのか、こういったマスタープランをつくっていただきます。

そして、左側にありますように、こういった赤い都市機能、福祉や医療を誘導するところについては、今回、予算上の支援をかなり手厚くつけております。また、初めて福祉施設や医療施設についての容積率の緩和も盛り込みました。また、公的不動産を有効に使っていくというのは、子供が減って学校の跡地など増えていく中で非常に大事だと思います。これは総務省のほうとも協力して、総務省のほうで公有財産の要らなくなつたもの、除却費を、今回、法律を改正して記載できるようにしています。そういったこととも連携して、今度、まちづくりに有効に使うための予算上の手当てをしています。

その下のところ、駐車場について、ばらばらと出てきて、出入り口が違った方向を向いていたりすると歩きづらかったり、車も危なかつたりします。駐車場の届け出制を設けて、例えば出入り口をなるべくこちらにしてくださいというような勧告ができる仕組みも、新たに入れようと思います。

その下ですが、こういった赤いエリアを指定して、例えば自分たちは福祉施設を誘導したいと決めていただければ、赤いエリアの外に建つ福祉施設については届け出が必要になる、そして市のほうから勧告ができる。ある意味、届け出、勧告という形で、助成制度と相まって交渉できる土俵づくりをしてやるということでございます。

右側に行きまして、都市機能を誘導するような区域の近くに、居住を誘導する地域を設けていきます。例えば、公営住宅をなるべくこういったエリアのほうへ持ってくるための予算上の支援、あるいは、アパートやマンションという少し大きなものが青いエリアの外に絶つときには、先ほど申し上げたような届け出、勧告の仕組みが働く。あるいは、市町村の判断で、どうしても許可にかかりしめたいというところは許可制にする。さらに、その外のエリア、緑のところですが、こういったところについては家を疊いでいく場所になるので、あまりに不適当な使われ方、例えば不法投棄とかあるといけませんから、こうしたことに対しては市町村から勧告ができる。あるいは、N P O等々で協働して跡地管理ができる。さらに、農林水産省などと連携して、市民農園など使えるところはどんどん使っていこうというところでございます。

こうした市でやっていただくということが基本ですが、公共交通ともしっかりと連携しよ

うということで、このマスタープランを書いて、この資料の後ろに参考資料としてつけていますが、今回、地域公共交通の活性化の法律も改正しますので、それとタイアップしていくことにしております。

また、広域的なことも、これから地方の中核的な都市と、その周りの都市と一緒にやつていくということも大事になりますから、総務省のほうで、今回、地方自治法を改正して、地方中枢拠点都市という真ん中の都市と周りの都市と役割分担して、例えばこちらで図書館を持つから、そちらは福祉施設を持ってねというようなことを決めてやることを法律上の仕組みにします。そういったことともタイアップして、市町村を超えた役割分担と連携もできるようにしていきたいと思っております。

5ページ、6ページ目は、今、申し上げました予算や税制の細かな資料でございます。

7ページ目は、説明は省かせていただきますが、今回、一緒にやっていこうとしている公共交通の法律でございます。

最後に、8ページ目、今、申し上げたことが地域活性化のすべてではありません。特に、地域包括ケアなどをやっていくときには厚生労働省との連携が非常に大事です。あるいは、先ほど申し上げたように総務省と一緒にやっていく部分は非常に大事です。内閣官房のほうで、こういった関係省庁を取りまとめて一体的にやっていこう、そしてモデルを選んで、その中でしっかりともう一回議論をし直していくということになっております。

簡単ですが、以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関して何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議事に移りたいと思います。これより諮問事項の審議に入りたいと思いますが、先ほど大臣から諮問されました「新たな時代の都市マネジメントはいかにあるべきか」「明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか」「新しい時代の下水道政策はいかにあるべきか」につきまして、社会資本整備審議会の会長から当分科会に付託されておりすることをご報告いたします。

また、社会資本整備審議会運営規則により、「新たな時代の都市マネジメントはいかにあるべきか」「新しい時代の下水道政策はいかにあるべきか」については都市計画部会に、「明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」につきましては歴史的風土部会に付託して審議することといたしたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

【調整室長】 都市局調整室長の平田と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、3つの諮問事項のうち、1番目の諮問事項についてのご説明をいたします。

資料4－1でございます。国土交通大臣から、社会資本整備審議会会長宛ての文章の中で、「新たな時代の都市マネジメントはいかにあるべきか」というご諮問でございます。

次のページに、諮問事項と諮問の趣旨というものを記載した資料をつけてございます。後ほど、都市計画部会の場で改めてご説明をいたしますので、この場面ではこの一枚紙に基づきまして簡単にご説明申し上げたいと思います。

諮問事項としては、「新たな時代の都市マネジメントはいかにあるべきか」ということでございます。

趣旨でございますが、先ほどの都市再生法の改正の説明の中でもありましたとおり、今後、多極ネットワーク型のコンパクトシティを目指すということの中で、引き続き施策の充実を図っていくことが必要だらうと考えております。

他方で、都市の防災性の問題、あるいは国際競争力の強化、地域の活性化といったような課題も急務でございまして、第3段落のところでございますが、こうした都市政策上の課題を解決していくに当たって、都市のハード面を中心としたインフラが相当程度整備されていること、また、厳しい財政状況や高齢化人口減少などの制約条件といったことを考えますと、民の力を最大限生かすとともに、既存ストックの活用や整理合理化、柔軟な資本によるスピードアップを図るなど、従来の発想を転換した大胆な手法が求められると考えてございます。

また、投資や施策の評価などを適切に行いまして、住民の理解ももちろんでございますが、海外に対してもその関心を高めることも必要だらうということでございます。

諮問の中で使っております「都市マネジメント」という言葉でございますけれども、ここでは単に従来から進めてきた施設や市街地の整備にとどまらず、都市空間の整備、管理運営の最適化により都市の機能を高めていく営み、これを「都市マネジメント」と呼んではどうかと考えてございます。そういう「都市マネジメント」というくくりの中でのご議論をお願いしたいということでございます。

議論の前提としましては、多極ネットワーク型のコンパクトシティを目指すということで、都市の構造に関して言いますと、多極ネットワーク型のコンパクトシティというようなことで、この構造を目指すこと自体は前提にしながら、その中の都市の営みについての

ご議論を頂戴したいということでございます。民間の都市機能を効果的に誘導する方策等の充実を図るとともに、都市空間において公共的な役割を果たす多様な主体、インフラや施設の計画整備から、利活用、整理合理化に至る時間軸、住民から海外に及ぶ都市の評価軸などの広がりを視野に入れながら、主に3つの事項についてご議論をお願いしたいと考えてございます。

1つ目は、都市機能の維持・増進のために「民」が担う「公」のあり方、柔軟性やスピード感、既存ストックの活用や整理合理化を踏まえた都市機能の更新の新たなあり方。グローバルな視点も取り入れた都市の現状や制度・政策の評価のあり方、主にこの3つを軸にご議論を頂戴できればと考えてございます。

また後ほど、都市計画部会の場でご説明を申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

この後の部会におきまして、さらに詳しいご説明があるようですので、ご質問等は各部会時にお願いいたします。

それでは、続きまして、「明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」につきまして、諮問事項の説明をお願いいたします。

【公園緑地・景観課長】 公園緑地・景観課長、舟引でございます。よろしくお願ひいたします。

資料4-2でございます。2ページ目に諮問の趣旨が書いてございます。

諮問事項ですが、「明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」という文章ですけれども、大きく2つの内容が含まれてございます。前段が明日香村における歴史的風土の保存、後段が今後の古都保存行政のあり方、前段のほうが個別でございまして、後半に含まれるものでございますけれども、今回、特に明日香村について検討いただきたいという趣旨が含まれてございます。

具体には、諮問の趣旨、5段落ありますが、上の1段、2段目までが明日香でございます。明日香につきましては、第1段落の真ん中辺からありますが、昭和55年の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法に基づき、大きく村全域にわたる行為の制限による歴史的風土の保存、これは土地利用規制に関するものでございます。

それとともに、住民生活の安定のための措置が講じられてきました。この住民生活安定

のための措置につきましては、その次の段落ですけれども、同法に基づく第4次明日香村整備計画に基づき、さまざまな施策が講じられておりますが、この計画、括弧書きにありますように平成22年から31年度、10カ年の計画でございます。さすがに現在の状況、10カ年というのはかなり長い嫌いもございますので、中間の5カ年の経過時点におきまして計画の有効性等について検証を行う必要があるということ。あわせまして、講じられております予算措置につきましても、5年ごとに見直しを行うという仕組みになってございます。この10カ年計画の5年の節目が平成27年度になりますので、それを踏まえて、今回、ご検討をお願いしようというものでございます。

それから、後段でございます。これは、今後の古都保存行政のあり方というものに含まれているところでございます。古都につきましては、明日香も含めまして、昭和41年に制定されました古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づきまして、歴史的風土保存計画といったものが指定をされて、やはり主たるものは土地利用規制によって古都の風土を守るということでございますが、その次の段落、今般、古都の歴史的風土を構成する樹林地等における自然的環境の変化、植生等の変化など維持管理において、やはり林地、農地というものがありますので、担い手不足がひとつの課題となってきてございますので、こういうものにつきまして包括的にご検討いただきたいということが1点。

さらに、古都保存行政、古都というのは京都、奈良、明日香、鎌倉等の幾つかに限定されてございますが、こういう古都保存の理念を全国に展開するという趣旨がありまして、平成22年に地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、我々、いわゆる歴史まちづくり法と言ってございます。5年経過した段階で、認定団体が44団体に大きく広がってきてございますので、こういう成果をいかに共有するか。また、景観ですとか、観光などの観光施策といかに連携をしていくかという点について、あわせて今後の方向性をご検討いただきたいという趣旨でございます。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、「新しい時代の下水道政策はいかにあるべきか」につきまして、諮問事項の説明をお願いいたします。

【下水道企画課長】 下水道企画課長の頼でございます。よろしくお願ひいたします。

資料4-3に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

2ページ目、諮問事項でございますが、「新しい時代の下水道政策はいかにあるべきか」

でございます。

諮問の趣旨でございますが、現在の下水道行政は、平成19年7月20日にお示しいただきました答申をもとに展開してございますが、その後、東日本大震災の発生、ゲリラ豪雨の頻発、あるいは下水道事業におきましては建設から管理運営の時代に移行していくという状況でございます。こうした中で、今後の下水道政策に関しまして、次のページにかけて○が4つございますが、主に次の4つの観点からご検討をお願いするものでございます。

1つ目の○でございます。「財政・人材の制約の中においても、平常時・非常時ともに各地域において最適な下水道の機能及びサービスを持続的に提供していく取組方策はいかにあるべきか」ということで、既存ストックの増加、今後の老朽化、財政・人材の制約の中で、いかに下水道のサービスと機能を提供していくかということについてのご検討をお願いするものでございます。

1ページを繰っていただきまして、2つ目の○でございます。「水・資源・エネルギーの観点から、環境に優しい地域・社会づくりに向けた推進方策はいかにあるべきか」ということで、次の1行目にありますように、健全な水循環系の構築ということで、下水道は水質、水環境ということを担ってございます。先ほど政務官からもお話がございましたように、例えば処理場におきまして使っているエネルギーの省エネという問題がございます。また、下水汚泥バイオマスですか、下水熱といったところで創エネの可能性も秘めておりますので、今後、それをどのように利活用していくかという課題でございます。

3つ目の○でございます。「都市部における住民の生命・財産や経済活動を守るための浸水対策のあり方と取組方策はいかにあるべきか」ということで、先ほど申し上げたゲリラ豪雨の頻発等に対しまして、河川に流れ込むまでのいわゆる内水の排除につきましては下水道が担当しておりますので、河川行政とも連携いたしまして、浸水対策をいかに図っていくかという課題でございます。

4つ目の○でございます。「下水道が有するポテンシャルを生かし、我が国産業の国内外における事業展開を推進していくための方策はいかにあるべきか」ということで、我が国の水インフラ産業の国際展開に関する課題でございます。

部会に入りましてから、また詳しくご説明させていただきたいと思います。以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

以上、3つの諮問事項でございますけれども、分科会の運営規則により、今後は両部会に小委員会を設置しまして、審議したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ご異議がないようですので、都市計画部会には「新たな時代の都市マネジメント小委員会」及び「下水道小委員会」を、歴史的風土部会には「明日香村小委員会」を設置したいと存じます。

なお、小委員会に属する委員等の選任につきましては、分科会運営規則第2条により、私にご一任いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、以上をもちまして、都市計画・歴史的風土分科会を終了させていただきます。

【事務局】 それでは、続きまして、第15回都市計画部会を開催させていただきます。

本日、ご出席いただきました都市計画部会の委員及び臨時委員は16名中14名でございます。社会資本整備審議会令に定める定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

初めに、委員が改選されましたので、社会資本整備審議会令の規定によりまして部会長の互選をお願いいたしたいと存じます。委員の皆様の中から部会長を互選していただきたいと思いますが、どなたかご推薦をお願いいたします。

B委員、お願ひいたします。

【B委員】 私といたしましては、都市計画に造詣が深く、これまでにも都市計画部会長でいらっしゃいました中井委員に部会長をお願いしてはいかがかと思ひますので、ご提案申し上げます。

【事務局】 ただいまB委員より、中井委員を部会長にというご推薦がございましたが、皆様のご意見はいかがございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 では、皆様ご異議がないようでございますので、中井委員に部会長をお願いいたしたいと思います。

それでは、中井部会長には部会長席にお移りいただきまして、これから進行は中井部会長にお願いいたします。

(中井委員、部会長席へ着席)

【都市計画部会長】 部会長に推挙いただきました中井でございます。どうぞよろしく

お願いいいたします。

それでは、早速ではございますけれども、議事に移らせていただきます。

先ほど、都市計画部会に付託されました 2 つの諮問事項につきまして、今後の検討の方向について事務局よりご説明をお願いいたします。

【調整室長】 調整室長の平田でございます。それでは、今後の検討方向について、ご説明を申し上げたいと存じます。

資料は、資料 6-1-1 という 2 枚紙と、横のパワーポイントになります資料 6-1-2 の参考資料でございますけれども、こちらを用いましてご説明申し上げたいと思います。内容につきましては、参考資料のほうをご参照いただきながら、説明をいたしたいと存じます。

資料の 1 ページでございますが、今後の検討方向についてということで、今後の議論の全体像でございます。先ほども、多極ネットワーク型のコンパクトシティの形成というものを我が国が都市が目指すべき方向性として、これを前提としながらのご議論をお願いでなければということを申し上げましたけれども、現在の時代認識といいますか現状認識として、我が国が直面する大きな転機というものが 3 つあろうかと考えております。

1 つは、行政と民間の役割分担に関する転機でございます。行政を取り巻く財政との制約条件が厳しさを増し、行政主体のまちづくりというものにはどうしても限界がある一方で、民間のノウハウというのも蓄積されており、公共的な役割を担おうとする機運も高まっているという中で、一つの転機を迎えているのではないかということが 1 点目。

2 つ目の転機として、これまで相当のインフラ整備をしてまいりました都市にも、かなり地域差はございますけれども、インフラ整備が進んできたという中で、蓄積したストックが老朽化し、人口減少により今後はインフラに対する需要も低下をする可能性が高いということでございます。こうした中で、ICT 等の新たなテクノロジーが都市活動の高度化を推進するというような面もございまして、こういったことも踏まえながら、都市のインフラ施設について大きな転機を迎える中でどうするかという点が 2 点目ございます。

3 つ目は、グローバル化に関する転機ということでございまして、海外からの投資や企業立地を呼び込むとともに、都市システムを海外に展開するということの中で、都市政策をグローバル化の文脈の中で考えるべき時期に来ているということで、これが 3 つ目の大きな転機ということでございます。

こうしたことを踏まえまして、今後の議論の方向性としましては、主に 3 つの大きなご

議論をいただければと思っております。1つ目は、都市機能の維持・増進のために「民」が担う「公」のあり方、2つ目として、柔軟性やスピード感、既存ストックの活用や整理合理化を踏まえた都市機能の更新の新たなあり方、3つ目として、グローバルな視点も取り入れた都市の現状や制度・政策の評価のあり方ということでございます。

1つ目の点につきましては、民間主体がエリアマネジメント等を通じて都市機能の維持・増進を図る場合の役割分担やルール、人材の育成等についてのご検討。2つ目としましては、柔軟でスピード感のあるインフラや施設、市街地の整備等の手法、既存ストックの利活用、整理合理化を進める手法についての検討。3つ目の点につきましては、都市政策に関する評価・説明の手法について検討するとともに、我が国の都市の強みを生かす方策について検討ということでございます。

このうち、ごらんになっておわかりのとおり、検討①、②につきましては表裏一体と申しますか、検討①はどちらかというと主体に着目した議論、検討②のポイントにつきましては実際の手法ですとか、事業のやり方についての検討ということでございまして、この辺につきましては表から議論する、裏から議論するというような一体の議論になっていくのではないかと書いてございます。

2ページ目でございます。今、申し上げたことを、現在、我が国が抱えている課題に対しての都市政策の課題と、今後の検討方向との関係ということでイメージをしたものでございます。イメージをご理解いただくために、かなりざっくりと単純化してつくつてございますけれども、絵のところにございますのは、今の都市政策の課題を大きく4つ挙げるとすると、防災・安全の話、それから人口減少・高齢化への対応、成長・活力、環境・緑・景観といったような政策課題があろうかと思います。これをエリアで分けるとすると、大都市の都心部と、それ以外といったような、ざっくりとした分け方ができるのではないかと考えてございます。

例えば、防災・安全についての政策課題の部分でいきますと、安全な都市づくりということだと思います。ここについての施策例として右側に書いてございますが、行政・住民・企業が一体となった防災体制づくりについていうと先ほどの①とのかかわり、また、避難地・避難路の整備ですとか、老朽化した市街地の更新ということになりますと①と②とのかかわりということで、主に3つ挙げた検討のポイントが、今後、必要な政策課題に対応した施策の例の中でも大体重なってくるのではないかと考えております。施策の例ということで、ここでは例示ということで書いてございますけれども、A、B、C、D、Eそれ

ぞれの政策の分野につきまして、いろいろな形で検討のポイント①、②、③というものが重なってくるというふうに考えてございます。

3ページでございますが、今後、ご検討いただくに当たっての軸のイメージということです。これから都市のインフラ施設、あるいはエリアのあり方を検討するに当たって、従来の伝統的な捉え方よりも、もっといろいろ概念を広げて考える必要があるのではないかと考えてございます。ここでは、軸として3つ、3次元の方向を書いて、それに加えて幾つかの視点を書いてございます。

軸の考え方でいきますと、まず時間軸について言うと、これまでどちらかというと整備を主体で考えていたということですが、今後は施設、あるいは地域の将来の管理・利用といったところの時間軸まで広げて考える必要があるだろう。主体につきましては、公共中心、行政中心ということだったかと思いますが、民間主体への展開ということ。用途につきましても、これまで伝統的・単一的な用途だったと思うが、多様化・複合化といった用途。こういった広がりの中で、今後の都市のインフラや施設、エリアといったものを考えていく必要があるのではないか。

加えて、視点としましては、スピード感、柔軟性、グローバルな視点、新たなテクノロジーの活用といったようなことを加えながら、広がりのある中で、今後、都市のマネジメントをどう考えていくのかということであろうかと考えています。

4ページ以降は、具体的な論点にかかる部分の中で、幾つかトピック的な話を資料の中で紹介申し上げたいと考えてございます。

4ページ目は、エリアマネジメントというものを例示で書いてございます。民間主体によるまちづくりの取り組みということで、よく行われておりますエリアマネジメントの定義、イメージといったものを書いてございます。これは、資料の出典にもありますとおり、6年前に国土交通省土地・水資源局のほうで検討した際のエリアマネジメントの定義でございます。また、5ページをごらんになっていただきますと、エリアマネジメントの取り組み内容ということで、エリア全体の環境に関する活動ですとか、共有物・公物等の管理に関する活動といったような分類がされてございます。

この資料についております趣旨は、民間主体によるマネジメントの取り組み、エリアマネジメントという言葉で代表されるような取り組みだと思いますけれども、ここに書いているようなイメージどおり、あるいは、こういった取り組み内容にとどまらず、もう少し今日的な話も含めて今後の広がりを検討していくはどうかということでございます。こ

ういった6年前に整理されたこと以上に、これからいろいろな発展系もあり得るのではないかと考えているところでございます。

次、7ページでございますけれども、都市のインフラの整備水準という資料でございます。これまでのインフラ整備により、地域差はございますけれども、都市には相当程度のインフラが備わってきているということでございまして、都市計画道路の整備率ですとか、下水道処理人口の普及率、1人当たりの都市公園等の面積というものにつきましては、これまでの長い取り組みの中で着実に整備水準が上がってきているところでございます。

ここに端的に見られるとおり、これまで公共施設をつくるまちづくりというものを推進してきたわけでございます。そういった中で、一定の成果が出ておるわけでございまして、例えば右上のところにあります道路率という指標で見てみると、これまでよくマンハッタンでは道路率が3割もあって云々といったような話だったかと思いますけれども、東京に目を転じてみると、虎ノ門ですとか、大丸有地区では既に3割以上の道路率になっているようなところもございます。もちろん、虎ノ門であれば震災復興区画整理ですので、今日から見ると道路率の高さとは別にいろいろな課題もあるわけでございますが、例えば道路率という面で見ますと、こういった公共施設が備わってきているということでございます。こういう公共施設の整備が進んだ中で、今後、どういうまちづくりをしていくのかということが大きな課題だと思います。

次の8ページでございますけれども、市街地整備の状況ということで、市街地を面的に整備する際の主な事業指標であります土地区画整理事業、あるいは市街地再開発事業につきましては、このグラフにもありますとおり着実に事業をやってきているわけでございまして、その成果として、市街地の約3割の面積を整備、あるいは都市計画道路、住区基幹公園、駅前広場といった、まさに公共施設を整備してきたということでございます。

公共施設を整備するための事業ということで、こういった面的整備事業をやってきたわけでございますが、先ほどの話にもありました公共施設の水準が上がった現在、これをどういうふうに転換をしていくのか。公共施設の整備と言っていたものが、場合によっては公共施設の整理といったようなこともあり得ると思っておりまして、今後、こういった面整備事業のあり方、あるいは都市の再々開発といったようなことも大きな課題かと思います。

9ページでございます。こうした公共施設の整備ということでの伝統的な話がこれまで中心だったわけでございますが、一方で、私どもの政策分野の中でも、実際に整備するも

のについては質的な変化がございます。例えば、まちづくり交付金でやっております中央都市リノベーション事業というものがございます。左側を見ていただきますと、土地リノベーション推進施設というもののほかに、下にあるような道路、公園、河川、下水道といった伝統的な公共施設の整備メニューがございます。こうしたもののはかに、最近では地方都市リノベーション推進施設ということで、医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設といった右側に書いてあるようなものについても、都市整備の支援メニューの中で公共団体、あるいは民間事業者の取り組みを支援することができるようになってございまして、伝統的な公共施設の整備から都市機能の維持向上のための整備へということで、私どもも質的に現在の政策を転換しているということでございまして、今後、こういった方向性をどうしていくのかということが課題となってございます。

10ページは、公共施設の維持管理でございまして、インフラ長寿命化基本計画について記載をしてございます。

11ページよりも後のところで、今後の課題についてトピック的にちょっと説明をしたいと思っております。11ページ以下に書いております課題だけが検討課題というわけではないんですけども、幾つかかいつまんで言うと、ということでございます。

11ページは、地下街の安全対策ということで、地下街の設備の老朽化が進んでいる一方で、施設の適正な管理、安全対策についての課題が出てきているということでございます。

12ページをごらんになっていただきますと、駐車場の課題でございまして、量の確保から質的充実や配置のコントロール、安全確保といったようなところに転換をしていく必要があるのではないかということでございます。

13ページでございますが、公共交通でございます。都市構造や土地利用と整合した公共交通の路線設定、バス停留場の位置を決めるなどの交通マネジメントというものが、今後、課題になってこようかと思います。

14ページでございますが、民間が所有する公共的な空間ということで、これまでどちらかというと公共が所有する空間というものを中心に発想してきたかと思いますけれども、民間が所有する空間も活用しながら、一定的に、どうやって都市の機能を確保していくのか、都市の機能ということに着目すると、公共、民間という区分はあまり意味を持たなくなってくるわけでございまして、そういうものをどう確保していくのかということが課題でございます。

15ページでございますが、公共施設の統廃合・再編ということで、既存の公共施設の統廃合や再編といった手法を用いながら、都市機能の向上を図るというような事例も見られております。これは、いわゆる代替不可と言われているものでございますけれども、まちの中にはあります道路を廃道して権利床に変えて、区の観光拠点施設を設置した例でございます。今後は、これまでの取り組みの中でできてきた公共施設の統廃合や再編といった手法についても、積極的に活用していくことになろうかと思います。

16ページは、都市公園の老朽化でございます。

17ページは、小規模な都市公園の再整備・再編ということでございます。都市公園の箇所数で見ますと、0.1ヘクタール未満の、いわゆる小規模な都市公園が非常に多くございますが、こういったものの適正化ですとか、管理費の削減といったようなことのために、小規模な都市公園の再整備・再編を行ってきていたりする事例がございます。今後、こういった一旦つくった施設の再整備や再編といったものも課題かと思います。

18ページでございますが、情報通信技術の発展ということで、ビッグデータなどいわゆるICTの技術、あるいはICT技術に限らず、新たなテクノロジーをまちづくりにどう活用していくのかということでございます。ビッグデータによりましていろいろなものが可視化できるようになってきてございますが、こういう可視化できるようなデータの活用、それに限らずいろいろなテクノロジーを使っていく。それによって、新たな都市づくりをしていくといったようなことが課題かと存じます。

19ページは、都市の緑地の現状でございます。

20ページに参りまして、都市の防災対策でございます。関東大震災、阪神・淡路大震災、東日本大震災を経まして、今後、発生の可能性が高いということで被害想定をしております首都直下地震、あるいは南海トラフ地震については、相当大規模な被害が出るといった予想が立てられているわけでございます。例えば、首都直下地震につきましては、そういう被害想定も踏まえて、密集市街地の改善、迅速な復興まちづくり、帰宅困難者等の避難対策などが大きな課題になってございます。また、南海トラフ地震につきましては、津波からの避難対策、迅速な復興まちづくりといったものが主な課題になっているということでございます。こういった被害想定も踏まえながら、大規模な地震対策をどう考えていくのかということでございます。

21ページ以下に、具体的な現状と課題ということで、密集市街地の改善整備、宅地の防災対策、都市の拠点となる地域での防災対策、22ページでは避難対策、復興まちづくり

りといったような題を掲げてございます。

23ページでございますが、大きな論点の3つのことともかかわりがありますけれども、都市の評価ということでございます。ここに書いておりますのは、都市政策の評価項目についての資料ですが、現在の国土交通省の施策事業については、ここに書いてありますような、例えば良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現といったもので、公共施設のバリアフリー化率といったような指標で政策評価をしているわけでございます。

ただ、行政としての施策、あるいは行政としての事業の政策評価ということについてはこういった形でいいのかもしれませんけれども、実際、これによって都市の実力がどう向上したのか、また都市がどう住みやすくなったのか、各都市で比べるとどうか、あるいは国際的に見るとどうかといったことについては、なかなか現行の評価の中で対応がしがたいといったような点も課題かと思います。

24ページをごらんになっていただきますと、世界の都市ランキングということで、アジアの都市が伸びる一方、我が国の都市は順位後退も見られるということでございます。また、右側の図を見ていただきますと、外資系企業のアジア・オセアニア地域統括拠点数についても、やはり中国、香港、シンガポールといったところへの集積が進んでございまして、日本は外資系企業からなかなか選ばれない立地になっているということでございます。

25ページでございますが、こういった世界的な評価の中で、そもそも都市の評価というはどういうふうなことでされているのかということで、代表的な指標として、プライスウォーターハウスクーパーズと、森記念財団がやっております都市の評価についての評価項目を並べてみました。例えば、左側でいきますと、知的資本・イノベーション、技術の成熟度、交通・インフラといったさまざまな指標がございます。右側でも、経済の規模だとか、研究・開発、文化・交流といったさまざまな指標がございます。2ページほど前にありました現在の都市の政策、あるいは事業の評価といったものと比べても、かなりいろいろな、多面的な評価をしているわけでございますし、また、海外からのこだわりどころがどの辺にあるのかということも非常に大事なポイントであると考えております。世界の都市ランキング、あるいは、それに類するものの中での評価項目も十分に意識しながら、今後の都市政策を検討していく必要があるのではないかと考えております。

26ページでございますが、現在、国土交通省のほうで進めております都市開発の海外

展開ということでございます。エコシティ、あるいは都市交通システムといったものを中心に、現在、海外展開を図っているところでございまして、我が国の先進技術、ノウハウ等を統合した都市開発のコンセプトを相手国へ提案しながら、その展開を図っているということでございます。

27ページでございますが、これを具体的に支援する仕組みとして、現在、通常国会に、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法案というものを提出してございまして、交通や都市開発の分野で海外市场を開拓しようという事業者を、資金面等々で支援をするというような仕組みを、現在、国会での審議をお願いしているという状況でございます。

最後、28ページでございますが、我が国が先行する課題ということで、左側にはアジア主要国の中での都市化率の推移、右側には高齢化率の推移を書いてございます。

都市化率の推移でいいますと、我が国日本は赤い線のところですけれども、アジア諸国に比べてかなり早い時期から都市化が進んでございまして、人口が非常に増加する中での都市化への対応、住宅等々の対応も含めて、都市化率が高まる中での開発の規制ですとか、そういうしたものについては一定のアドバンテージがあるのではないかということで、既にアジア諸国への展開も図ろうとしているところでございます。

高齢化率の推移でいいますと、日本は圧倒的に先を行っているわけでございまして、高齢化が進む中で都市づくりをどうしていくかというのは、まさに現在進行形の課題ではございますが、こういった我が国の取り組みにつきましても海外諸国からの視線を受けていいるといった状況でございます。こういった国際的な文脈の中で、我が国の政策を考えいく必要があるということでございます。

ちょっと駆け足になりましたけれども、事務局からの説明は以上でございます。

【都市計画部会長】 ありがとうございました。

それでは、ここで多少時間をとりまして意見交換をさせていただければと思います。以上のご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、どなたからでも結構でございますので、お願いいいたします。

C委員、どうぞ。

【C委員】 いろいろ意欲的なことが書かれていますが、3つの点について少し伺いたい。

まず第1は、いろいろ書かれていることは都市経営の部品なのですね。いろいろな部品があり得る、それに新しい先進的なものをやりますというふうに書かれているのですが、

その全体をまとめる経営力はどこにあるのかというところが一つ問題で、基本的には市町村が主体になって、民を使うならば民を使う、何を使うなら何を使うということを、戦略性を持ってちゃんとできなければいけない。これは、公的部門には本質的に難しい。生きている世界が政治の世界ですので、経営の世界ではないというのが一番の問題で、こういう経営力はどういうふうにすればいいのかということをまず考える必要があると思います。もう20年ぐらい前から、アメリカの市町村はシティマネジャー的な市長が増えてきていますが、こういったものを入れていかないと、部品をいっぱいいくつあっても、うまく組み合わせて使うことができないということになると思います。

もう一つ、それと関係しますが、結局、そこで一番重要なのはぎりぎりの線、例えばどこまで公的資金を突っ込むか、いろいろな事業をどこまでやるかという意思決定で、そのためにはバスには幾らまで補助金をつぎ込んでいいのか、あるいは、つぎ込むだけの価値があるのかということをどう考えるか。基本的には、いろいろな形の外部便益、事業者の外側に発生する便益はどれくらいあるかとか、いろいろな推計をやらなければいけないということです。それがある程度ないと、いいことばかりたくさん並べたときに、何を選択していいかということができない。そういうことがあろうかと思います。

最後、都市ランキングとかいう話がありますけれども、いろいろな方がつくっていますけれども、あれはほとんど何の根拠もないものでございまして、こういうことをあまり一生懸命やる必要はないかと思います。

以上でございます。

【都市計画部会長】 ありがとうございます。

では、D委員、E委員でお願いいたします。

【D委員】 私も、C委員と同じ意見を持っております。

1つだけ申し上げたいのは人材育成のことです。この資料では、「民」が担う「公」の役割の中で書いてあるので、民間の人材育成という形になっているような気がしますけれども、やはり公のほうの人材育成が重要で、シティプランナーという職が日本では確立されていないと思います。資格制度にするかどうかは非常に大きな問題ですけれども、シティープランナーなり、都市計画士という資格があれば、その資格に沿った形で人材育成の教育システムができると思いますので、そういうことを検討するべきだと思います。

【都市計画部会長】 ありがとうございます。

では、E委員、お願いたします。

【E委員】 大体、中に書いてあることはそのとおりだし、ごもっともだと思うんだけれども、物言いをちょっとこう、時代の転換ということなので、もう少しシャープに言わないといけないのではないかという気がしているんです。この会議の一番最初にあったコンパクトシティなんていうのもそうだけれども、何ていうんだろうな、人口、これから減りますよね、都市の経営は大変ですよね、それからインフラも老朽化していて面倒を見るのも大変だしという、その文脈の延長で集約的に住みましょうみたいな面が非常に強調されている。それはもちろん否定はしないんだけれども、ヨーロッパなどでのコンパクトシティみたいな物言いは、むしろ環境対策とか、よりコミュニティーって大事だよねというような、何かこう、もう少し長いトレンドの中で言っているような感じがするんです。

実際、僕が子供のころから言われていたのは、いや、日本はこんな狭いところなんだけれども、小さい家に住んで、ウサギ小屋で、人口密度が高いのが問題なんだというようなことを言ってきたわけですよ、言わってきたわけですよ。それだから外延化して、マイカーを持って、どこが悪いのと言っていたのが、突然、コンパクトシティですという、これは物言いの大きな転換なんですね。だから、国民に対する、何ていうんだろうな、人口減少よりもっと大きな中での物言いをぜひ言っていくべきだという感じがしますね。

それから、関連してもう一つだけ言うと、例えば先ほどの参考資料の7ページにも、都市には相当程度のインフラが備わっているという物言いが常に出るんですよ。あまりインフラに近くない人は、ほら、どこにもこう書いてあって、インフラなんていうのはもう大体できていて、日本はあとはメンテナンスだけやればいいみたいな、こういうことを言う人がいるんだけれども、そんなことはないんですよね。最近、乗っているような道路といったら、舗装されていて、4車線くらいの道路でとか、そういうものについて見れば確かにそういうふうになってきたんだけれども、例えば下水一つ見たって、例えば30年くらい前までは下水というものの自身もあまりよく知らなかった時代。それって大事だよねといってインフラとみなされて、それがここまで整ってきて、だけど、まだ大都市などでは合流式が多くて分流まで至っていない。

次に目指すもの、次に目指すもの、道路もそうですね。ITSをビルトインすればまた変わってくる。ちょっと前までは、携帯電話や情報通信はあまりインフラとは思われていなかつたんだけれども、もはや重要な都市インフラですよね。そういうふうに、都市のインフラというのは何千年という歴史の中でちょっとずつよくしてきてているわけであって、こうやってごく狭い時間の中でもうできたよねと言うのは、実に都市というものとインフ

ラというものの本質が取り違えて受け取られる可能性があるという感じがいたします。

決してたくさんつくっていくということを言いたいだけではなく、もっと姿、形に合わせて小さくしていく、あるいはクオリティーを上げていく、よりきれいなものにする。インフラも都市も、人口が減ろうと減るまいと、何か変わらなければいけないんだ、いいほうに変わらなければいけないんだ、その努力をしなければいけないんだというトーンを、ぜひこの根本に、真ん中に置いて、そこに国民の人たちもわかってくださいよと、皆さんの建築自由の原則で、あとは限られたときだけ何か制約を受けるというものから変えようではないですかという力強い物言いを、ぜひこれを機にお願いしたい。

であるからこそ、次に言いたいのは、時間のスケジュールを入れますとおっしゃっていただけれども、いつまでにという感覚が非常に弱いですよね。いつまでにここまでしましょう、もうちょっと先までにこれをやりましょうという時間の期限感覚を入れていただきたい。

それから、僕もC委員と同様で、都市丸ごと何番だなんて言ってみたって何の意味もない。しかし、自分の町は何とかという性能で見たら、例えばCO₂の排出とか何でもいいんですけども、何とかという性能で見たら世間相場のどの辺にあるのかというのを評価しながら、そして、いつまでにどれを達成しようというロードマップ制もぜひ中に入れていただきたいと思いました。

以上でございます。

【都市計画部会長】 ありがとうございます。

それでは、F委員にいって、G委員にいきたいと思います。

【F委員】 ありがとうございます。いただいた資料の1ページだと思いますが、今後の検討の方向性というところで一つ意見があります。

民が担うということを非常に強調されているんですが、全ての活動のベースとして公的部分がやらなければいけないことは確かにあるはずで、その中で私が最も重要だと考えますのが不動産の権利関係です。こういった整備をしていくときに不動産の動きが非常に重要なわけですが、権利の確定や調整というところが非常にうまくいかず、復興が進まないということは既にはっきり分かっていますし、高齢化社会が進んでいくと権利が非常に変わっていくということも目に見えております。そういったときに登記制度ですか、それに合わせて地籍調査ということをきちんとやっていかないと、結局、絵に描いた餅になってスピード感が全く出ないことになってしまうと危惧しております。不動産ですか、

そういうことの情報はＩＣＴ技術を活用していただいて、まさにこれがエリアの情報のインフラなんだということで、いろいろなものをそこに集約していくようなことをやることによって、初めて民が自由に動く環境が整うというふうに考えておりますので、そこもお願いいいたします。

【都市計画部会長】 ありがとうございます。

最後に、向こうの皆さんにコメントをいただければと思います。

では、G委員、どうぞ。

【G委員】 ありがとうございます。初めての参加なので、ずれていたら申しわけないんですが、この議論の進め方という点で2つ申し上げたいと思います。

もう既に先生方もおっしゃっている都市計画の経営視点という意味で、今後、ここの議論に異分野の経営者の方が入るのは意味があるのではないかと思います。

といいますのも、ちょうど昨日、一昨日と、若手の上場企業の経営者さんを10人ぐらいお連れして奈良市に行って、奈良市長と奈良市の市街地をどういうふうに開発していくかという議論をしていました。みんな誰も建設の仕事をしていたり、設計の仕事をしている人間ではないですけれども、やはり若手のいろいろな分野の経営者が集まると、こういうふうにまちづくりをするときの柔軟性であるとか、スピードであるとか、テクノロジーの使い方であるとか、いろいろなアイデアが出てきて、そういうアイデアが出てくると、結局、公として何をやらなければいけないかが見えてくるということも非常に明らかになって、大変おもしろかったです。

そういう意味では、今、まさに新しい考え方で都市づくりをしていかなければいけないということになると、この下に分科会か何かおつくりになるのかもしれないけれども、そういう異分野の経営視点を持った経営者たちを何人か、アドバイザーとか、発表する立場とか、そういう形で巻き込んでいっていただくと大変おもしろいのではないかというのが一つ。

もう一つは、海外へのコンソーシアム、機構をおつくりになると出でたんですけども、ここにおいてぜひお願いしたいのは、私、中東によく行くんですが、この間もサウジに行ったときに韓国が高速道路をつくっているところを見に行きました。非常に戦略的で、高速道路をつくると同時に、その前にもう都市設計のところからアドバイスをしていますし、水道設備のところからもアドバイスをしているし、どういうふうにまちづくりしていくかというのをすごくトータルで提案をしている。その上に、高速道路をつくるための労

働者たちをアフリカから移民で呼んでくるんですが、そのアフリカ移民のための住宅設備も全部受注をしている。その住宅の中にはサムソンとかLGの家電製品を入れるということで、韓国、丸ごと大もうけなんですね。

なので、道路だけを国土交通省で持っていくというのではなくて、日本全体で、もう斜陽になってきている電機メーカーも含めて、みんながハッピーになれるような仕組みというのもつくれるような余裕を持っていただきたい。あと、やはり契約とか、その部分に関しては日本より海外のほうが強かつたりするので、そういう海外のコンサルファームなどもどんどん巻き込んでいくような、ほんとうにこれからダイバーシティが重要だと日本政府が言っているのであれば、ダイバーシティを持ってこの議論をしていくということをぜひ検討していただければと思います。

以上です。

【都市計画部会長】 ありがとうございます。

ほかには。では、H委員、お願ひします。

【H委員】 すみません。C委員をはじめ、皆様のご意見に賛同なんですけれども、民を入れていくというお話の中で、地域に投資等の視点でマネジメントをいれたら実際に何がよくなるのかということが必要だと思います。シティマネジャーを入れて、経営力が備わればよくなるのか、また、それを「民」がやれば効率的になるという夢をまだ見ているのかという気がするんです。

足りないのは、多分、バジェットプランだと思います。70年代からアメリカなどですと電球等の細かいものから植栽や土木施設等の維持管理、実際幾らお金がかかるのかという把握を握り、短期と長期的な修繕のためのバジェットプランがつくられています。しかし日本では整備にのイニシャルコストだけでランニングコストが本来必要な額計上されている。民間に管理させれば安くなるということをもとに、逆に押さえようとしている。先ほどの明日香や、そういうことなどでも、緑地の管理や林地の管理は実際どのくらいかかるのか。それが10年後、20年の更新に合わせてそういうものが必要です。アメリカではバジェットプランのプランナーというのは70年代から専門化しているわけです。ですから日本でもシティマネジャーとバジェットプランが一緒になって育成されてことが必要で、なおかつ効率的という話にならないとうまくいかないのではないか。

もう一つは、景観法などの話もありますけれども、こういう効率的な都市マネジメントをしたら都市を美しくなるのか。今のところ、あまり一般国民にはそこが伝わっていない。

コストも縮小して、エコになって、なおかつ景観がよくなる、居心地とか快適性がよくなるとソーシャルキャピタルが高くなる。そういう図式がきちんと国民に伝わらないと理解されません。マネジメントの議論は、多分、皆様は耳にタコができるほどやっていると思うんですけども、その必要性だとか、どうやるのかというあたりがうまく伝わらないのではないかと思います。

【都市計画部会長】 ありがとうございます。

ほかには。では、B委員、I臨時委員、J委員でお願いいたします。

【B委員】 ありがとうございます。今回のテーマは、前回の小委員会のときから引きずっとおり、総論賛成、各論反対になりやすいものです。前委員会のときから二転三転しております。その中で、今日、出されましたように、民間主導、規制ではなく誘導、市町村重視ということを、少しづつ強いラインで出してきました。したがって、今回も、民間主導、誘導、市町村重視の中で何かできるかということをしっかりと考えていきたいと、私自身は思っています。

また、民間主導と誘導ということになると、ある意味では議論の対象が非常に広くなってしまいます。どんどん、どんどん話が拡散してしまいます。その一方で、実効性を高めていくとすれば、ポイントをしっかり議論していくことが重要です。都市の領域を中心に、少なくとも住宅との関係についてはしっかりと調整しながら、ポイントを踏まえた議論をしていただきたいと念願しております。

最後に3つ目です。都市評価の話が出ましたが、もともとは事業評価で、5年で成果が出ないものをやめていこうという中で、評価を迫られてきたという経緯があります。しかし、都市構造の集約化のような、非常に長いスパンで事業をやっていかなければならぬものにつきましては、指標の設定の仕方や効果の選定等、しっかり議論していく必要があると思っています。

以上です。

【都市計画部会長】 ありがとうございます。

I臨時委員、どうぞ。

【I臨時委員】 都市のコンパクト化の評価をずっとやってきている関係で、一つだけちょっとコメントなんですが、都市のマネジメントをいかにやるべきかという議論で、今日のお話の中で、やはり市町村にというお話になってまいります。その方向だと思

うんですが、2007年に答申を出されてから、市町村の方とお話をする機会にいろいろアンケートをやって、コンパクトシティ、どう思いますか、できますかという話をしたときに、1,000人ぐらいからアンケートをとっているんですが、回答が、理解できる、やりたいとは皆さん思われているんですけども、できないと書いてあるんですね。できないという回答が高くて、なぜできないですかということの3大理由は、1番目は市民の無理解でございます。コミュニケーションしたら理解してもらえるかもしれないところ、コミュニケーションしてないだけかもわかりませんが、市民の無理解です。ある特定のところだけ栄えるのが許せないということかもわかりません。

2番目は、知識の不足です。自分が何をしたらいいかわからない、自治体対象者としてマネジメントしないといけないんだけれども、じゃあ、どうしたらいいのかということがわからない。だから、これは何か技術的なサポートが要ると思います。

3番目は、財源の不足です。これは、ほかの先生方も指摘されているとおりです。この3点を自治体の方が非常に数の高い割合で指摘されているということを踏まえて、我々もやはり考えていかなければいけないのではないかと思います。

以上です。

【都市計画部会長】 ありがとうございました。

では、J委員、お願いいいたします。

【J委員】 都市政策を日本全体でどういうふうにマネジメントするのかといったときに、大都市と地方都市とでは全く課題が違うのだろうと思います。2ページのところにもありますように、2ページでは2つに分けて、A、B、C、D、Eとそれぞれのエリアの中で分けているわけですけれども、やはり日本の中でも、何千万人、何百万人以上の都市と、人口五、六万人から十万人、二十万人、三十万人という都市とでは、全くイメージも違えば課題も違う、何もかも違う。もちろん共有する都市の政策課題はあるわけでございますけれども、やはりそこはかなり分けてこれから議論を進めていきませんと、何か非常に拡散的、あるいは抽象的になって、具体性に欠けてしまうのではないかという危惧をいたします。

特に、オリンピックを控えて東京が持つ課題、特に都市再生緊急整備地域の制度をどんどん使って、どんどん、どんどん規制を取つ払っていろいろなものをつくっていかなくてはいけないというところと、むしろ規制をかけながら歴史都市としての風土、風致を守っていくというところでは全く方向性が違ってくると思います。幾つかのタイプに都市を分

けながらでないと、議論が拡散してしまうのではないかと思いますので、そこはこれから進め方でまた工夫をしていくべきではないかと思います。

以上です。

【都市計画部会長】 ありがとうございます。

本日、この後まだ議事がたくさん残っておりますので、この議論はここぐらいにさせていただきたいと思います。今日、いろいろご意見いただきましたので、事務局のほうで受け取って、今後の審議に反映していただければと思います。

それでは、続きまして「新しい時代の下水道政策はいかにあるべきか」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【下水道企画課長】 下水道企画課の頼でございます。資料6-2に基づきまして、「新しい時代の下水道政策はいかにあるべきか」、今後の検討方向についてご説明をさせていただきます。

まず、1枚繰っていただきまして、1ページ、ご検討いただきたい事項についてでございますが、これは先ほどご説明申し上げた諮問事項、諮問の趣旨を示したものでございます。一番最後の緑色の囲みの中の、ご検討いただきたい事項の右、部会のもとに下水道小委員会を設置し、ご検討いただきたいと考えております。資料5のほうに詳しいことは、下水道は都市施設という意味で都市計画分科会のほうでもご検討いただく一方で、河川との連携がございますので、同じ諮問が河川分科会のほうにも付託されております。同じく小委員会を設置いたしまして、合同開催していくという方向でお願いしようと考えております。

以下、次のページから、検討にかかる方向についてご説明申し上げます。

2ページでございますが、下水道の整備状況ということで、今、現在、全国約1,500の自治体で下水道事業を実施していただいております。24年度末の下水道ストック量は、管路で45万キロ、処理場で約2,200カ所でございます。

下水道の処理人口普及率は、グラフは左右、両方ございますが、下水道だけで見ると76%、同じく汚水処理を担当しています浄化槽、農業集落排水施設等を含めた汚水処理全体の人口普及率は約88%になっております。こうしたそれぞれの特性を生かした処理施設によりまして、早急な未普及地域の解消を目指すとともに、今後は本格的な管理運営の時代に適した施策展開が必要と考えております。

ページを繰っていただきまして、3ページでございます。膨大な既存施設の老朽化の進

行ということで、左上の図でございますが、先ほど申し上げた管路延長45万キロのうち、現在、50年経過管は1万キロでございますが、これがどんどん急増してまいります。また、処理場2,200カ所では機械・電気設備で、15年経過したものが、今、1,200カ所、半数を超えておりますが、これもどんどん増えてまいります。

下に、下水管路に起因する道路陥没、ただいまはまだ浅い陥没がほとんどでございますが、こういったことが起こってまいりますと、社会活動への重大な影響が出てまいりますので、そうしたことを防止、低減するための適切なアセットマネジメントを進めていく必要があると考えてございます。

4ページ、人材・財政面の現状と課題ということですが、こういったアセットマネジメントを進めていかなければならないという中で、左上の図でございますが、下水道部署の職員数は平成9年をピークに減少しております。特に、左下を見ていただきますと、中小市町村における執行体制の脆弱化が顕著でございます。右の図、経費回収率を示しております。事業に係る経費につきまして、下水道は雨水の排除をしておりまして、これは公費で、汚水の処理につきましては私費、下水道使用料で賄うということが原則になっておりますけれども、汚水処理に係る経費回収率、約77%でございまして、不足分は一般会計が負担するという現状になってございます。こういった人材・財政面の制約の中で、中小市町村に対する支援も含めまして、持続可能な事業管理が必要と考えてございます。

ページを繰っていただきまして、5ページでございます。大規模地震等の災害リスクの増大と対策の必要性ということで、南海トラフ地震や首都直下地震が、30年以内に高い確率で発生すると推定されております。こうした中で、大規模災害時においても下水道の最低限の機能を確保するために、例えば消毒機能といったものでございますが、ハード、ソフト対策の一体的な推進が必要と考えております。図は、東日本大震災の被害の例、管路、処理場、ポンプ場と分けて載せておりますが、それぞれに対してハードの対策も、ソフトの対策もやっていこうという例でございます。

次に、6ページ、下水道における水・資源・エネルギーの利活用の推進でございます。下の図にありますように、下水道は下水管渠を通じまして水、下水汚泥バイオマス、リン、下水熱を質、量とも安定的に集約するというシステムになってございます。下水管渠では下水熱の利用ですか、下水道処理場に参りまして、例えば沈殿した下水汚泥バイオマス、この中にはリンもございますし、メタンガスを発生させることもできます。こういったものを今後、活用しまして、水だけではなく、資源、エネルギーの供給拠点として、有する

ポテンシャルのさらなる利活用を進めていければと考えております。

繰っていただきまして、7ページでございます。生命財産や経済活動を守るための浸水対策ということで、左上は昨今の局地的な集中豪雨の頻発化の図でございます。実際、都市部における浸水リスクが増大しております。下に最近の代表的な内水被害の事例を3つほど載せております。こうした浸水被害の解消ですとか軽減のため、右上にありますようなソフトとハードを一体的に捉えた効果的かつ効率的な浸水対策が必要と考えてございます。

最後、8ページでございます。我が国産業の国内外における事業展開ということで、左上、背景でございますが、世界の水ビジネス市場につきましては、例えば再利用水と下水だけで2025年には38兆円の市場に成長するという予測がございます。また、東南アジアなどでは、都市化の進展がございまして、今後、下水道の整備の需要が高まってくるという状況にございます。こうしたものを背景にいたしまして、我が国経済の持続的成長ですとか、世界の水問題解決への国際貢献ということで、具体的には、先ほどの背景の2つ目のところに水・衛生分野での国際貢献と書かせていただきましたが、例えば衛生施設を利用できない世界人口の割合が1999年は51%でしたが、これを半減するという国連ミレニアム開発目標などへの貢献のためにも、国際市場における事業展開を図るということを求められてございます。

我が国の下水道技術ということでは、例えば右上に、掘り返さずにできるような推進工法ですとか、膜分離活性汚泥法を載せてございますが、そういったものですとか、左下にありますように、知見、人材等を生かした官民連携、あるいはISO等の、国際標準化等を通じた事業展開を推進していく必要があると考えております。

以上、検討の背景、現状、方向について、駆け足でございましたが、ご説明させていただきました。説明は以上でございます。

【都市計画部会長】 ありがとうございます。

時間が大分押しておりますけれども、1人、2人からはご意見を賜れればと思います。
いかがでしょうか。

C委員、どうぞ。

【C委員】 いろいろなことを言い始めると切りがないので、1点だけ、細かいことでお願いします。

経費回収率七十何%という数字が出ていますが、多分、これは大規模補修とか、次の建

てかえみたいなものは含んでいなくて、基本的に減価償却が入っていない公的会計ベースではないかと思います。そういうものでもこれだけしか回収できないというのは、首長さんがなかなか値上げできないということを意味しています。今後、長期的に大規模改修等があると、これがまたぼんとはね上がらざるを得ない。そのときに難しいデシジョンをしていただかなければいけないということなのですが、先ほどバジェットプランの重要性とありましたけれども、バジェットがきちんとした基準で、ちゃんと比べることができるような、あるいはサステイナブルになるような形でできてないと困るわけですね。そういったことは地味ですが、早めにやっていただかないと、次のステップが非常に難しくなるのではないかと思います。

【都市計画部会長】 ありがとうございました。

もう一方ぐらい、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、今後につきましては、新たな時代の都市マネジメント小委員会、及び下水道小委員会を設置しまして、審議をしたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、第15回都市計画部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

【事務局】 引き続き、歴史的風土部会に移りますが、本日は合同会議でございますので、皆様におかれましては、お時間の許す限りはそのままご参加いただきますようによろしくお願い申し上げます。

それでは、第18回歴史的風土部会を開催させていただきます。

本日、ご出席いただきました歴史的風土部会の委員及び臨時委員は5名中5名でございます。社会資本整備審議会令に定める定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

初めに、委員が改正されましたので、社会資本整備審議会令の規定によりまして、部会長の互選をお願いいたしたいと存じます。委員の皆様の中から部会長を互選していただきたいと存じますが、どなたかご推薦をお願いいたします。

H委員、お願いいいたします。

【H委員】 それでは、ご推薦させていただきます。部会長には、これまで歴史的風土部会長でいらっしゃって、また古都の現状、あるいは保存にも高い見識をお持ちの上村委員にお願いしてはどうかと思います。

【事務局】 ただいまH委員より、上村委員を部会長にというご推薦がございましたが、

皆様のご意見はいかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 では、皆様、ご異議がないようでございますので、上村委員に部会長をお願いいたしたいと存じます。

それでは、上村部会長には部会長席にお移りをいただきまして、これからのお進行は上村部会長にお願いいたします。

(上村委員、部会長席へ着席)

【歴史的風土部会長】 ありがとうございます。ご推挙いただきました上村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますけれども、議題のほうに移らせていただきたいと思います。

先ほど歴史的風土部会に付託されました諮問事項につきまして、今後の検討の方向について、事務局のほうからご説明のほうをお願いいたします。

【公園緑地・景観課長】 それでは、ご説明申し上げます。お手元、資料6-3-1から資料6-3-4までお願いをいたします。

まず、資料6-3-1でございます。1番、検討課題、①、②、これは先ほども申し上げましたけれども、1点目は明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進のための方策、2点目が古都保存行政のあり方です。

趣旨は既にご説明を申し上げましたので、このペーパーでいいと下の2-3をごらんいただければと思います。検討スケジュールでございます。まず、明日香村に関する検討スケジュールにつきましては、平成26年4月から秋ぐらいに小委員会で検討させていただきたいと考えてございます。

1枚おめくりください。古都保存のほうのテーマでございますけれども、3-3、明日香村に係る報告の後、小委員会を設置して検討ということで、2段階のステップで検討したいという趣旨でございます。

続きまして、資料6-3-2と資料6-3-3、これまでの説明と重複するところがございますので、説明は割愛をいたします。

資料6-3-4で、全体の仕組みと背景、状況等についてご説明を申し上げます。「これまでの取組み及び今後の方向性」という横長のパワーポイントペーパーでございます。

1ページ目をお願いいたします。これまでの取り組みの年表が書かれてございますが、特に重要な点だけ申し上げますと、昭和41年に古都保存法が成立をいたしました。京都、

奈良、鎌倉等に含まれて、明日香村も古都ということで指定をされ、この段階では大きく2つの中での保存措置、土地利用規制による保存というところがスタートいたしました。その後、昭和51年に高松塚周辺地区を一部国の施設として、国営公園として整備を行うということ。それから、昭和55年に明日香法が制定されまして、第1次明日香村整備計画に基づきまして、保存だけでなく住民の生活安定のための支援措置というものが位置づけられて、以下、今日まで至って支援が進められているところです。

2ページ目をお願いいたします。大きな枠組みを示しております。右側の薄いグリーンのところが歴史的風土保存のための土地利用規制ということで、国土交通大臣の示す保存計画に基づきまして都市計画が定められ、かなり厳しい土地利用規制がなされる一方で、土地の買入れも行われるという仕組みでございます。

左側の黄色いところは、今度は住民生活という点でございまして、明日香村整備基本方針というものを大臣が定めまして、それに基づいて県の整備計画、具体的にはさまざま公共施設の特例、さらに、その下の四角であります、明日香村整備基金、これは昭和55年当初から設けられましたが、31億円の基金を設立しまして、その運用益をもってさまざまな施策を講じるというのが当初の仕組みでございましたが、一番下、運用益が低下したということもありまして、毎年1億円、現在は1.5億円でございますけれども、交付金という形で村に支援をしているところが全体の枠組みでございます。

3ページをお願いいたします。3ページは、明日香村の土地利用規制の状況でございまして、明日香村につきましては村全域が何らかの形の保存地区になりますと、現状の変更を厳しく抑制する部分と、著しい変更を抑制するという土地利用規制が行われているところでございます。

4ページ、5ページは、整備計画のほうはどうのようなことをやっているかということで、ここは第1、第2、第3次の整備計画を記載しております。上のオレンジ色の部分をちょっとごらんいただきますと、昭和55年の整備等の方向では、生活環境施設の整備、農林業の振興というような、どちらかというとインフラですとか、基盤的なものの支援が当初はメインでございました。真ん中の第2次もほぼ同様でありますが、平成12年改定の第3次計画から歴史的風土の創造的活用ということで、一定の生活基盤の整備が進んできたことを背景といたしまして、その下の写真でもありますけれども、より地域活性化へ向けての方向へと少しポイントが変わってきております。

5ページをお願いいたします。5ページが現行の第4次整備計画であります、第3次

から変わってきた方向性をさらに拡大しまして、右の写真の事例でございますけれども、歴史展示の拠点施設の整備、遺跡の整備、景観阻害要因を改善していくという、どちらかというとポジティブなアクションをとっていくようなことに重点が置かれております。

6ページ目でございます。先ほどの交付金ですが、細かいところの運用益低下で額は省略をいたしますが、どういうことをやっているかというと、左下の四角の中に事業内容と書いてございます。いわゆる公共事業ではなかなかできにくい部分、建築物の修景助成だとか、地域産業の振興だとか、そういったものに使える形の交付金ということで支援をしているところであります。

8ページをお願いいたします。8ページにつきましては主要なところを国が支援しているという国営公園でございますが、9ページ、その中で現在やっておりますのはキトラ古墳の周辺環境整備ということでキトラ古墳地区、真ん中の写真はキトラ古墳、右はこれから整備をしようとしております体験学習館、これは国営公園の施設として整備をする中に文化庁がキトラ古墳の壁画を展示するということで、これから整備を進めて平成28年度にオープンをするものであります。

10ページは、以上を踏まえました課題でございます。

2点目の古都保存の全般的なものでございますが、先ほどご説明した明日香と土地利用規制のところは似ている部分でございます。

12ページは、現在の古都指定都市でありますて、主に京都、奈良、鎌倉です。

では、どういうことが問題として出てきているかということで、13ページに一例を出してますが、指定から相当の年数がたってございまして、指定当初の自然的環境、実際にマツ枯れだとかナラ枯れだとか物理的な問題もありますし、植生の遷移が進んできて当初と随分違う植物が増えてきているというような景観上の問題。それから、いかにそれを維持管理しているかということで、ここは小倉山の再生プロジェクトの事例を記載してございますが、全体に共通してこういった緑の管理が問題になってきているところでございます。

14ページは、先ほど申しましたが、これは古都保存行政の理念を全国展開するということで平成20年に制定された歴史まちづくり法でありますて、具体的には右下に重点的な支援で、重要な文化財ではないけれども、後世に歴史的な貴重な財産について都市計画、まちづくりの中で支援を行っていくという仕組みで、かなり広範なご賛同をいただきまして、16ページに現在の認定都市44都市が掲げてございます。どういうステップを経

て、次のステップに行こうかということが課題でございます。

以上、明日香、それから古都全般と歴史まちづくりと、大きく2つ、特に後半は2つに分かれておりますけれども、こういった課題があるということでございます。

説明は以上です。

【歴史的風土部会長】 ありがとうございます。

それでは、今の説明、内容につきまして、ご意見、ご質問ありましたら、5分ぐらい、二、三お受けしたいと思います。いかがでしょうか。ぜひ、歴史的風土部会ではなくて都市計画部会の皆様も、せっかくの機会でございますので、何かご意見ございましたらお願ひいたします。

【F委員】 オブザーバーなので大変恐縮なのですが、こちらの歴史的なまちづくりに関しても、基本的なスタンスは、民の活力を入れていくということが基本的な考え方になるのかなというふうに個人的には感じております。例えば、今度、体験学習施設がオープンするとか、こういったものが各地でつくられていく、あるいは建設中だと思いますが、基本的にこれも民間の活力を生かしていただかないと、非常につまらない施設になってしまふ傾向がとても強い。しかも、最近の傾向としては、民間がやればいいというものでもなくて、行政の方のほうがノウハウを持っているような分野もありますので、地域を超えて、行政団体がしかるべきところに協力していく。そういう新しいやり方もあるかと思ひますので、特に運営とか、観光としていろいろな方を呼ぶための努力を工夫していただければと思います。

【歴史的風土部会長】 ありがとうございます。

では、G委員、お願ひいたします。どうぞ。

【G委員】 ありがとうございます。私もこの部会ではないんですけども、すみません。

今、まさにおっしゃったとおりで、私、これに関する民の力、同時に市町村長というんですか、首長のイニシアティブはとても大事だと思っています。私、先ほども申し上げましたけれども、自分の家が奈良にあるので、何かと経営者であるとか、外国人に奈良に来ていただいて、奈良のよさは一体何なのかということを見ていただいたりしているんですけども、古都の風土を保存する目的が何のためなのかというのが今日の説明ではよくわからなくて、やはりその目的を明確にしないと、奈良も守ると言っていても、ただ何か守っているだけなんだけれども、一方で町屋などは相続で大変なんだと、どんどん売る

人が出てマンションに変わってきたりしている。そこも市が買い取りたいんだけれども、目的を明確にしない限り買えないというようなことがあって、今、大変いろいろなことが起きています。

そういう意味では、観光も含めて、観光としてこの風土を守りたいのか、日本の文化という意味で守りたいのか、産業創造していくために守りたいのか。そういうものを国がリードする必要はないのかもしれないけれども、首長自身が風土を守る目的をもう少し明確にできるような、それを後押しするような仕組みもあるといいなど、そんなふうに思いました。

【歴史的風土部会長】 ありがとうございます。今後の課題にしていきたいと思います。

もうお一人ぐらい、いかがでしょうか。H委員。

【H委員】 今まで懇談会等にも参加させていただいているんですけども、やはり明日香の問題は、京都とは違って、地上部に目玉となるものがなくて、アンダーグラウンドに物が埋蔵されている。そういうものに対してどういうふうに理解を求めるかというところが論点です。明日香村の場合には、奈良も含めてですけれども、修学旅行も来ない。今回は奈良、いろいろなものを建てて少しよくなつたみたいですが、そういう、物を建てないと見に来ないというテーマパーク的観光の構造にもメスを入れる必要がある。我々はこれから、文化遺産や世界遺産の視点を反映した価値観のあり方などを教育を含めて考えなければいけない。観光収益が上がらないと地域がやっていけないというような構造にも切り込めばというふうに考えます。

【歴史的風土部会長】 ありがとうございます。

ほんとうにいろいろ課題が山積みですけれども、今後、明日香村小委員会を設置いたしますので、そちらのほうでまたいろいろ意見を戦わせながら審議していきたいと思います。

それと、先ほど都市計画部会で都市再生のお話があったんですけども、この歴史的風土部会のほうでも、ほんとうに歴史都市をどういうふうに、近代的な都市と、そして歴史的風土を守りながら、あわせてどういうふうに保全、あるいは開発していくのかという、常にジレンマとも言える課題を持っております。共通の委員も大変多くございますし、また共通の課題もございますので、ぜひ分科会のほうも、今日のように共有して議論できるような場を持っていただきたいと思いますので、その点もよろしくお願いをいたします。

それでは、まだまだあると思いますけれども、最後に石井都市局長から委員の皆様にご

挨拶がございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【都市局長】 都市局長の石井でございます。本日は、お忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。浅見分科会長、中井都市計画部会長、上村歴史的風土部会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、今後ともご指導をぜひともよろしくお願いを申し上げます。

先ほどいろいろご意見が出ましたものですから、幾つかトータルでご説明をさせていただきたいと思います。

まず1点は、今回、久しぶりにこの分科会を開かせていただきました。大きく言いますと、どうしてもやらなければいけない明日香村の問題であるとか、さまざまな問題がありますので、3年近く休会しておりましたが、今回、再開をしようという決断をいたしました。

都市局も、震災等に追われて、こういう審議会を開いて新しい方向を生み出すということがなかなかできずになりました。局内で、いろいろ議論をいたしまして、検討の場を開いて、いろいろな人に参加していただいて、政策討論ができる場を設けることがぜひとも必要だということになりました。

実は、今日、都市計画課長がご説明をいたしました都市再生特別措置法、ご専門の方が見られると、今までの線引きに代表される○、×の都市計画から、誘導という都市計画で、いわば第2線引きをやるような話でございますから、局内でも議論をいたしましたが、本来であれば都市計画法の改正でやるという真正面からの議論もございました。かつて10年ほど前、景観法のときも同じ議論がございましたが、実は都市計画法が不磨の大典のようになっている点もあって、かつ複雑になっていることもあり、それにとらわれていると時代におくれてしまうということで、当時は単独立法、今回は都市再生特別措置法の改正ということで取り組ませていただいております。

そうは言いつつも、時代の流れは大変速くて、10年ぐらい前ですと、それほど少子高齢化が日本の制度を揺るがす根幹の話題という議論もございませんでしたし、東京がソウルに負けるかもしれないなどということは夢にも思わなかった。しかし、それが現実味を帯びてきている。それから、財政制約もあり、民間を直接支援するというやり方を入れております。都市局はこれまで自治体に補助金を入れるというやり方が主でしたが、自治体にお金がないので、自治体が事業者に対し土地を提供したり、貸したりしたら、国から直接事業者にお金を入れるという方式も今回、入れたりしております。それをしなければい

けないほど、自治体の財政状況というのは大変逼迫をしているということでございまして、もう時代は様変わりして、今後、ますますそのスピードは速くなっていくんだろうと思っております。

そういう中で、今般、計画制度の処方箋というもので、誘導型の都市計画、第2線引きというべきものを含む法案を国会に提案しておりますが、私どもの制度が、これまでのいわば公共事業頼り、地方公共団体頼りという形の中から、どういう方向性を見つけていくかという大変厳しい岐路に立たされております。

E委員のほうから、もっとシャープな言い方でないとわからないとのお話がございました。先生とちょっと方向性は違いますが、今日、道路率の数字を出しました。どれほどインパクトがあったかわかりませんが、実はニューヨークよりも八重洲の道路率のほうがずっと高い。しかし、八重洲は、これから日本を支えるのにあのまちづくりでいいと理解をする人はなかなかいない。では、どこに問題があるのかということですが、それはおそらく道路の配置であったり、敷地の規模であったりするところかもしれません。

その意味で、誤解を恐れずに言えば、ここが大変難しくて、ちょっとE委員にも誤解されているところがあるのですが、私は公共施設を減らす再開発という言い方もしてみたらどうかと。あるいは、区画整理、今、保留地をつくっても宅地として売れません。あちこちで、それでスタックをして自治体の財政を揺るがすような問題も生じております。ですから、逆に言えば、これからコンパクト化の中で、縮退をする都市を目指す中では、例えば「農地を生み出す区画整理」という概念はないのかどうかなど、もう一回考え方を直してみる。実を言うと、それくらい頭を切りかえなければいけないというところまで追い詰められているというところで、とりあえず、検討の場を開いて、政策論議をしていきたいということでございます。

今日、ご指摘のあった中で、シティマネジャー、バジェットプランをつかさどれるような人材の話、これは大変難しい話だと思います。かつて技術面については、私ども、ある意味、準シティマネジャー的に国家の役人が自治体のほうに出向したりして、結構お役にも立ってきたと思うが、それでは処理し切れない状況が来ているかと思います。

今日のコンパクトシティの代表例である富山の森市長は、大変財政に明るくて、コンパクトシティをやることでこれから税収がどうなっていくか、一方、やらなければどうなるのかということを具体に示して、かつ政治家ですから、実は市民集会を市長みずから200回やって、今日、簡単に例という言い方を出されました、今の富山の案に至って、地

価も上がってきています。人口も、中心部は回復をしてきています。こういうようなシティマネジャーをどういう形で育てるか、少なくとも都市局の政策の枠組みを超えるようなところはあるようにも思います。

プランナーという形では、今回、東北にたくさん人を出しました。ご承知のとおり、必ずしもいいプランナーばかりではございませんでした。その結果として、さまざまな議論が起きていることもご承知のとおりでございます。そういう中で、これからどういうプランナーをやっていくのか。

登記の問題、今、東北で大変問題になっている。NHKの「日曜討論」でも大きく取り上げられておりましたが、これも法務省等とも関係が深くて、なかなか都市局の手に余るようなところがございます。実は、区画整理は仮換地の処分ができないと工事ができないということで万古不変のようにやってきたのですが、この間、原位置換地という通達を出したところでございます。一歩一歩ですが、そういうことでやっていかざるを得ないかなと。

それから、C委員のほうから、どのデータのことかよくわかりませんが、いいかげんなものだから、あまりやらないほうがいいのではないかと。一方で、これから日本の都市を海外に売っていく、特にテクノロジーを売っていくという意味では、日本が今まで歩んできた中で日本の強みというものをはっきりと示していくような、若干政策的な意味の強いベンチマークを設けたい。特に海外の人は特に。インテリの人ほどベンチマークという言葉に大変弱いというのが、私も金融をやって大変感じておりますので、それは若干、紙のよろいでも必要かなと思っております。

それから、G委員からODAのお話がございました。私ども、今、ベトナムでの案件とか、確かにノイバイ空港からハノイに向けて、空港から高速道路、橋、市内に至るまで全部、日本のODAです。しかし、おっしゃったように、そこから先のもうかる都市開発は一切日本企業はとれません。これは、もっと深い現地への溶け込みがなければ、今までではどちらかというとODAグループの中で、ODAをつけて、それを日本企業が受注をするという仕組みの中で十分満足をしていた。ところが、そうこうしている間に日本のODAが大変上品なやり方でやっていく中で、むしろ海外の、外国のODAも使いながら、もっともうかる部分で機器その他、特にドイツとか、韓国の例が出ましたが、もっとエレガントにはドイツ等が大変効果を上げているように思います。今回のインフラファンドは、そういうところに一矢を報いようという形で、もっとそういうところから出していく。

ただ、一方で、先ほどのシティマネジャーではありませんが、このエリアを見てODAをやるけれども、トータルの開発がどれくらいかかって、どれくらいの時間かと一目で言える人は日本の大手コンサルにもいません。こういう人材を育てていき、本当にペネトレーションしていくことが大変重要ではないかと思っています。

それから、B委員から住宅の話が出ました。実を言うと、これから都市政策を考える上で、まさに民の最たるもののは住宅で、施設というかオフィスもありますが、大部分の市街地は住宅でできてまいります。その意味でいうと、これから機能の中では病院とか介護が重要になってきますが、居住を誘導するエリアは今回の政策でまだ弱いところがあります。先ほど都市計画課長が説明した資料でも、ピンク色のところは結構色が濃いのですが、ブルーの誘導のほうは色が薄いんですね。それだけ住宅については個人の志向が強いので、それを誘導する仕組みは難しいものがございます。これから高齢化社会で効率的な都市をつくっていくという意味では、その部分をいかにやっていくかということが2段も3段も強いハードルで、今回、お集まりの諸先生の中には住宅に強い方も大変いらっしゃいますので、ぜひとも協力が得られますよう、省内のことではありますが、ご指導、ご鞭撻を、特に分科会長にはお願いをしたいと思っております。

いろいろ言いわけめいたことをたくさん申し上げましたが、どちらにしても土地利用の面、それからインフラの面、公園課長からもお話をありがとうございましたが、公園についても下水道についても見た目には大変高い水準ができます。しかし、それでほんとうに国民が満足しているのか、もっと必要な機能は何かといった点をこれからちゃんと政策提示をしていかないと、ある意味、二、三十年前に定めた目標は、名目上は5ヵ年計画等で全部できてしましますから、単純に言うと線引きも全部終わっているし、それから目標の整備水準も全部終わるわけですから、もう都市局、あるいは、ここにいる職員は要らないということになるのではないかと思います。そういうふうにいわれるのではなく、何とか必要な政策立案を進めてまいりたいとも思いますので、あまり焦らずに、ひとつご指導、ご鞭撻をお願いしたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

【歴史的風土部会長】 ありがとうございます。

それでは、第18回歴史的風土部会はこれで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

【事務局】 本日は、長時間にわたりご審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

いました。

—— 了 ——